

## 介護医療院 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人北九州病院が開設する北九州湯川病院介護医療院（以下「施設」という）における介護医療院サービスについて、その運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員、その他の職種（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 施設は利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (施設の名称および所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 北九州湯川病院 介護医療院

所在地 福岡県北九州市小倉南区湯川五丁目10番10号

### (入所定員)

第4条 施設の入所定員は、96名（西5階48名・西6階48名）とする。

### (従業員の種類、員数及び職務内容)

第5条 施設に次の職員を置く。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	施設の運営管理を総括する
医師	2名以上	診療及び診療方法等の指導
看護職員	16名以上	医師の指示による看護・介護
介護職員	24名以上	医師・看護師の指示による看護・介護の補助
理学療法士	2名以上	リハビリテーションの計画作成と機能訓練
作業療法士	1名以上	リハビリテーションの計画作成と機能訓練
言語聴覚士	1名以上	リハビリテーションの計画作成と機能訓練
診療放射線技師	1名以上	医師の指示によるレントゲン
介護支援専門員	1名以上	ケアプラン作成・調整
薬剤師	1名以上	薬品の調剤、薬剤管理指導
管理栄養士	1名以上	献立の作成、栄養指導、食事に関する業務全般の管理
調理員	1名以上	調理業務
事務員	1名以上	事務作業全般

### (従業員の勤務体制の確保)

第6条 施設は利用者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 施設は当該施設の職員によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

職 種	勤 務 体 制
管理者及び他の医師	常勤（8：30～17：10） 夜間は当直医が在院
薬剤師	常勤（8：20～17：00）
管理栄養士	常勤（8：30～17：10）
看護師・准看護師	2交代による24時間体制
介護職員	2交代による24時間体制
診療放射線技師	常勤（8：20～17：00）
理学・作業療法士	常勤（8：30～17：10）
言語聴覚士	常勤（8：30～17：10）
介護支援専門員	常勤（8：00～16：40）
調理員	交代勤務（5：20～18：30）
事務員	常勤（8：20～17：00） 夜間は当直員が在院

### (提供するサービスの内容)

第7条 介護医療院で提供するサービスの内容は、次のとおりである。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 介護
- (4) 機能訓練その他必要な医療

提供するサービスの内容は別表1に掲げる内容とする。

### (サービスの提供開始に当たっての留意事項)

第8条 サービス提供の開始に当たっては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

来訪・面会	・面会時間は、10：00～19：00となっております。 朝、夜間については、療養棟にご相談ください。 ・来訪時には、1階受付で「来院者受付票」をご記入ください。 (※来院者受付票は、スタッフステーションに提出ください。)
外出・外泊	・主治医の許可が必要です。外出・外泊の際は、必ず職員に申し出の上、必要書類にご記入ください。
他の医療機関への受診	・主治医の紹介状が必要となります。受診の前に必ずご相談ください。 (※入所中の他の医療機関への受診は、職員へ申し出ください。)
施設内設備・器具の利用	・施設内の設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。 ・これに反したご利用により、破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
飲酒・喫煙	・飲酒はご遠慮ください。 ・敷地内はすべて禁煙となっております。
迷惑行為等	・騒音等、他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。

### (要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

### (利用料等)

第10条 施設は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、利用者から、別表2に掲げる利用料の一部、食費及び居住費の負担額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項に定めるもののほか別表2に掲げるその他費用の支払いを受けることができる。

3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

### (非常災害時の対策)

非常時の対応	・別途定める「消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力	・小倉南消防署（湯川分団）に非常時の協力をお願いします。

※別途定める「消防計画」に則り、2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を出来るだけ利用者の方も参加いただき実施します。

設備名称	個 数 等
スプリンクラー	あり
消火器	あり
避難階段	あり
自動火災報知機	あり
誘導灯	あり
ガス漏れ報知器	あり
防火扉・シャッター	あり
屋内消火栓	あり
非常通報装置	あり
漏電火災報知機	あり
非常用電源	あり
※カーテン・布団等は、防火性能のあるものを使用しています。	
消防計画等	・消防署への届出 令和 3年 3月 7日 ・消防署への届出防火管理者

業務継続に向けて次に掲げる取り組みを行います。

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

(2) 従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### (施設内掲示)

第11条 施設は、当該施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

### (秘密保持)

- 第12条 施設の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

### (相談・苦情窓口)

\* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用相談室	担当者	: 介護支援専門員 梶田 法子
	ご利用時間	: 午前8:30～午後4:40
	ご利用方法	: 電話(代表) 093-923-8833
		: 電話(連携室直通) 093-923-8822

\* 公的機関においても、次の機関において苦情申立てができます。

住所地の介護保険係	各区保健福祉課	
福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	: 福岡市博多区吉塚町13番47号
	電話番号	: 092-642-7859
	対応日時	: 平日(月曜～金曜日)
	対応時間	: 8:30～17:00
北九州市保健福祉局 地域福祉部介護保険課	所在地	: 北九州市小倉北区内1番1号
	電話番号	: 093-582-2771
	対応日時	: 平日(月曜～金曜日)
	対応時間	: 8:30～17:00

### (事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第13条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保険所、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 施設は、前項の場合において、施設は速やかに利用者に対する損害賠償します。但し、施設に故意過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません。
- 3 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

### (身体的拘束その他の行動制限)

- 第14条 施設は、利用者又は他の利用者等の生命または、身体を保護するため緊急止む得ない場合を除き、利用者に対し、身体拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。
- 2 施設が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、制限の根拠内容が見込まれる期間及び実施された期間を介護サービス記録に記載します。

### (介護サービス記録)

- 第15条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 2 利用者又はその家族、身元引受人または後見人は施設に対し前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。但し、施設の定める手続きに従います。
- 謄写の場合、施設は実費相当額を請求者に請求することができます。

## (虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための委員会を定期的に開催するとともに、従業員に対する研修を定期的（年2回以上）実施します。
- (2) 利用者及び利用者の家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防のために必要な措置

施設は介護医療院サービス提供中に、施設の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う
- (2) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (3) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。
- (4) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## (協力医療機関・協力歯科)

【協力医療機関】	名称	社会医療法人 北九州病院 北九州総合病院
	所在地	福岡県北九州市小倉北区東城野1番1号
	名称	社会医療法人 北九州病院 北九州湯川病院
	所在地	福岡県北九州市小倉南区湯川五丁目10番10号
	名称	公益財団法人健和会 健和会大手町病院
	所在地	福岡県北九州市小倉北区大手町13番1号
【協力歯科】	名称	小倉北歯科医院
	所在地	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目7番22号

## 附 則

この規程は、令和3年3月7日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

(提供するサービスの内容) 別表 1

介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	利用者負担金
医療・看護・介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の病状に応じた医療・看護及び介護度に合わせた介護を提供します。</li> <li>・当施設において必要な医療を提供することが困難と認められるときは、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス費の1割又は2割又は3割をお支払いいただきます。</li> </ul>
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による利用者の状態に合わせた機能訓練を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス費の特別診療費として利用された分の1割又は2割又は3割を別途自己負担していただきます。</li> </ul>
排泄介助 おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じた適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な援助を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス費の中に含まれています。</li> </ul>
入浴・清拭介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として週2回以上の入浴、又は清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>	
清潔・整容・離床 着替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活のリズムを考え、洗面や着替え、整容、その他日常の生活に配慮します。</li> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> </ul>	
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びそのご家族からの療養に関する相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。</li> </ul>	
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節の催し（七夕祭り、秋祭り、クリスマス会、節分祭り 他）</li> <li>・療養棟でも、療養棟レクリエーションを行っています。</li> </ul>	
食事（栄養管理）	<p>朝 食 8：00～            昼 食 12：00～            夕 食 18：00～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来るだけ離床して食堂でお食ください。</li> <li>・食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。</li> <li>・個々の栄養、健康状態の管理を行います。</li> </ul> <p>1. 経口移行加算            2. 経口維持加算（Ⅰ）                経口維持加算（Ⅱ）            3. 療養食加算</p>	

介護保険給付外によるサービス

サービスの種類	内 容	利用者負担金
特別な療養室	・利用者の希望により特別な療養室が利用できます。 (入所費・居住費とは別に特別な室料としていただきます。)	1 日 : 1,100 円
特別な選択食	・特別な選択メニュー食1食につき算定	1 食 : 165 円
石鹸・シャンプー代	・入浴1回につき算定	1 回 : 55 円
私物洗濯	・洗濯に要した費用の算定	1 ネット : 550 円
テレビ	・テレビカードをご購入いただき、ご覧になることが出来ます。 ※テレビカードは自動販売機での購入となります。(税込価格)	1 枚 : 1,000 円 (19.5時間分)
理・美容	・業者による出張サービスを利用出来ます。 ※理美容業者との契約となります	理容・美容に要した費用の実費

★上記に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当と認められる費用。

※ 消費税の円未満の端数処理により、税込価格と領収金額が異なる場合があります。

利用者負担金のお支払い方法 (テレビ、理美容は除く)

施設は、当月の利用者負担金を請求明細書により、翌月の10日頃に利用者に請求します。振込みの場合、手数料は利用者の負担となります。

領収書の発行 (テレビ、理美容は除く)

施設は、利用者からの利用者負担金を受けたときは、領収書を発行します。

(介護医療院サービス利用者負担金) 別表2

利用者負担金は、1ヶ月ごとにお支払いいただきます。

お支払いいただく利用者負担金は、1ヶ月を30日とした場合、概ね次のとおりです。

【法定給付サービス分】

◇ I型介護医療院サービス (i) 《従来型個室利用》(夜間勤務等加算Ⅲ)※負担割合1割

要介護度区分	1日	日額	30日換算	月額
要介護1	1日	745円	30日換算	22,350円
要介護2	1日	858円	30日換算	25,740円
要介護3	1日	1,099円	30日換算	32,970円
要介護4	1日	1,203円	30日換算	36,090円
要介護5	1日	1,295円	30日換算	38,850円

\*負担割合により金額が変わります(1割・2割・3割)

◇ I型介護医療院サービス (ii) 《多床室利用》(夜間勤務等加算Ⅳ含む)※負担割合1割

要介護度区分	1日	日額	30日換算	月額
要介護1	1日	859円	30日換算	25,770円
要介護2	1日	970円	30日換算	29,100円
要介護3	1日	1,213円	30日換算	36,390円
要介護4	1日	1,315円	30日換算	39,450円
要介護5	1日	1,408円	30日換算	42,240円

\*負担割合により金額が変わります(1割・2割・3割)

【法定給付外サービス分】

◆ 居住費

利用者負担段階	区分	金額(日額)	金額(30日計算)
第4段階	従来型個室	1,728円	51,840円
	多床室	437円	13,110円
第3段階	従来型個室	1,370円	41,100円
	多床室	430円	12,900円
第2段階	従来型個室	550円	16,500円
	多床室	430円	12,900円
第1段階	従来型個室	550円	16,500円
	多床室	0円	0円

◆ 食費

利用者負担段階	金額(日額)	金額(30日計算)	
第4段階	1,445円	43,350円	
第3段階	②	1,360円	40,800円
	①	650円	19,500円
第2段階	390円	11,700円	
第1段階	300円	9,000円	

【その他】

差額室料(特別な療養室)	1日	1,100円	30日換算	33,000円
選択メニュー料(特別な選択食)	1食	165円		
理・美容料金	委託業者との契約となります。 理容・美容に要した費用は実費負担となります。			